

静岡県スクールソーシャルワーカー随時募集について

静岡県教育委員会

1 適性・資格等

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士その他の福祉に関する専門的な資格を有する者
- (2) 福祉及び教育の分野において専門的な知識・技術を有する者
- (3) 福祉及び教育の分野において活動経験等の実績がある者のうち、下記 4 (2) に掲げる職務内容を適切に遂行でき、4 (3) に示す各種会合に出席できる者

2 任用予定

欠員が生じた場合の補充等

※欠員が生じない場合、年度末まで任用がない場合もある。

3 勤務場所

静岡県内（政令指定都市を除く。）の市町立小・中学校、義務教育学校及び県立ふじのくに中学校

4 静岡県スクールソーシャルワーカー活用事業の内容

(1) 目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援するスクールソーシャルワーカーを各市町等に配置し、教育相談体制の整備・充実を図る。

(2) 職務内容

スクールソーシャルワーカーは、静岡県教育委員会、市町教育委員会及び実際に業務を行う学校の校長の指揮監督の下、事業計画及び要請に基づき、次に掲げる業務を行う。

ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

イ 問題を抱える児童生徒への必要に応じた支援

ウ 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整

エ 学校内におけるチーム体制の構築及び支援

オ 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供等

カ 教職員等への研修活動等

キ 県教育委員会、市町教育委員会、実際に業務を行う学校の校長が要請する児童生徒への支援に関する業務

ク その他県教育委員会、市町教育委員会又は派遣された学校の校長が必要と認める業務

(3) 連絡協議会及びスキルアップ研修会の実施

事業の共通理解を図り、関係者の資質の向上を図ることを目的とし、本事業に係る連絡協議会（4月中旬）、スキルアップ研修会（年間3回程度）を実施する。各種会合への出席を原則とする。実施予定日については、連絡協議会で通知する。

5 勤務時間

基本的に「1日6時間以内、1週間に1～4日程度」を予定

6 報酬及び旅費

- (1) 報酬額については、静岡県教育委員会告示により定める。
(令和6年度は、社会福祉士、精神保健福祉士の資格保有者は時給3,000円、それ以外の方は時給1,500円)
- (2) 旅費については、静岡県の規定に基づき、自宅を起点とした実費相当額を支給する。

7 申込手続

- (1) 提出物

ア スクールソーシャルワーカー随時募集申込書 1組 イ 履歴書(指定用紙1枚) 1通

- (2) 申込方法

上記(1)の提出物を、直接来庁して提出するか、郵送により提出する。(郵送の場合は、封筒の表に「スクールソーシャルワーカー随時募集申込書」と朱書きする。)

- (3) 申込先及び問合せ先

静岡県教育委員会 義務教育課 指導班 スクールソーシャルワーカー活用事業担当 宛て 【住所】〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階 【電話】054-221-3106

- (4) 受付期間

随時

- (5) その他

提出した情報については、静岡県内市町教育委員会(政令指定都市を除く。)と共有をする。情報提供を了承した上で提出する。

8 選考・登録期間等

- (1) 申込後、欠員が生じた場合、面接を実施する。日時等の詳細については、受付後に担当より連絡する。
- (2) 面接により適性・資格等の条件を満たす者を静岡県スクールソーシャルワーカー登録者とする。
- (3) 登録期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。
- (4) 登録を行った後、諸事情により辞退する場合は、上記7(3)の問合せ先へ連絡する。

9 任用者の決定

- (1) 欠員が生じた場合、静岡県教育委員会と市町教育委員会等で協議の上、登録者の中から任用する者を決定する。
- (2) 任用する場合には、電話で連絡する。
- (3) 任用に際しては、静岡県教育委員会に「健康診断書」、「申立書」、「身分証明書用顔写真」及び「返信用封筒」を提出する。提出方法等については後日連絡する。
- (4) 「健康診断書」により、職務を遂行する上での問題が判明した場合は、登録対象外とする。